

○松本市福祉医療費給付金条例

平成15年3月14日

条例第2号

改正 平成17年3月22日条例第125号

平成18年3月16日条例第25号

平成18年9月22日条例第55号

平成20年3月6日条例第18号

平成20年6月19日条例第40号

平成21年3月23日条例第15号

平成21年9月29日条例第63号

平成22年3月19日条例第46号

平成23年3月18日条例第7号

平成24年6月21日条例第34号

平成25年3月15日条例第11号

平成26年6月19日条例第122号

平成27年3月13日条例第23号

松本市医療費特別給付金条例（昭和49年条例第81号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児、児童、障害者、母子家庭の母子、父母のない児童及び父子家庭の父子（以下「乳幼児等」という。）の健康保持と福祉の増進を図るため、乳幼児等が療養の給付又は療養費の支給等（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに、福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(2) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

(3) 医療保険加入者等 次に掲げる者をいう。

ア 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

エ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

オ 国民健康保険法の規定による被保険者

カ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

キ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

ク 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の適用を受ける者

(4) 保険医療機関等 医療保険加入者等に対し、療養の給付等を行うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

(5) 協力医療機関等 保険医療機関等のうち、給付金の支給について市長と契約を締結したものをいう。

(受給資格者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する医療保険加入者等（市内に居住している者であって、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて市長が承認した者を含む。以下同じ。）又は市の区域外に所在する特定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律（平成17年法律第123号。以下（障害者総合支援法）という。）第19条第3項並びに附則第4条、附則第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する障害者であって、同法第19条第3項の規定により市長が支給決定を行う者（以下「市長が支給決定した市外特定施設入所障害者」という。）のうち、次表に掲げる者（特定施設に入所する障害者のうち、障害者総合支援法第19条第3項の規定により本市以外の市区町村長が支給決定を行う者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者を除く。）とする。

区分	対象者	所得による制限
子育て支援医療	出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
障害者支援医療	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害程度等級が4級以上に該当する者</p> <p>(2) 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定により療育手帳の交付を受けた者のうち、障害程度（総合判定）がB1以上に該当する者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級に該当する者</p>	<p>左に掲げる者（障害程度等級が1級若しくは2級若しくは障害の程度（総合判定）がA1に該当する者又は精神1級該当者又は出生の日から満18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）及びその者の配偶者又はその者の扶養義務者でその者の生計を維持する者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別障害者手当の支給を受けることができる額以下であること。</p>

	<p>(以下「精神1級該当者」という。)又は障害等級が2級に該当する者(以下「精神2級該当者」という。)</p> <p>(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による障害児</p> <p>(5) 65歳以上の者であつて、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める程度の障害の状態にある者</p>	
ひとり親家庭支援医療	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による配偶者のない女子であつて、18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者(以下「18歳未満の児童等」という。)を現に扶養している者(以下「母子家庭の母」という。)</p>	<p>左に掲げる者の前年の所得が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条の規定による児童扶養手当の一部の支給を受けることができる額以下、かつ、その者の扶養義務者でその者と生計を同じくする者の前年の所得が同法第10条の規定による児童扶養手当の支給を受けることができる額以下であること。</p>
	<p>母子家庭の母が現に扶養する18歳未満の児童等</p>	<p>左に掲げる者の前年の所得が児童扶養手当法第10条の規定による児童扶養手当の支給を受けることができる額以下であること。</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条の規定による父母のいない児童のうち、18歳未満の児童等</p>	<p>左に掲げる者及びその者の養育者の前年の所得が児童扶養手当法第9条の2の規定による児童扶養手当の支給を受けることができる額以下、かつ、その者の養育</p>

	者の配偶者又はその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持している者の前年の所得が同法第10条の規定による児童扶養手当の支給を受けることができる額以下であること。
配偶者のない男子（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項中「女子」を「男子」に読み替えて同項を適用した者をいう。）であって、18歳未満の児童等を現に扶養している者（以下「父子家庭の父」という。）	左に掲げる者の前年の所得が児童扶養手当法第9条の規定による児童扶養手当の一部の支給を受けることができる額以下、かつ、その者の扶養義務者でその者と生計を同じくする者の前年の所得が同法第10条の規定による児童扶養手当の支給を受けることができる額以下であること。
父子家庭の父が現に扶養する18歳未満の児童等	左に掲げる者の前年の所得が児童扶養手当法第10条の規定による児童扶養手当の支給を受けることができる額以下であること。

（受給者証の交付）

第4条 受給資格者が給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ市長に福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付申請（以下「交付申請」という。）をしなければならない。

2 交付申請は、交付申請の際現に市内に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が支給決定した市外特定施設入所障害者については、この限りでない。

3 市長は、交付申請があったときは、受給資格者の要件を審査し、要件を満たす者について、必要に応じて受給者証を交付する。

（受給資格の得喪）

第5条 受給資格者が給付金の受給資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 受給資格者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日
- (2) 出生若しくは転入したとき又は他の法令等で療養の給付等を受けていた者が新た

に受給資格者となったとき 当該事実の発生した日

2 受給資格者が給付金の受給資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 転出又は死亡したとき 当該事実の発生した日の翌日

(2) 生活保護法の規定による保護を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく支援給付を受けることとなったとき
当該事実の発生した日

(4) 前3号に掲げるもののほか、受給資格者の要件を満たさなくなったとき 当該事実の発生した日の属する月の翌月の初日

(支給額)

第6条 給付金の支給額は、受給資格者が療養の給付等（精神1級該当者又は精神2級該当者の入院に係る療養の給付等を除く。）を受けたときに、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（以下「医療保険各法等」という。）の規定により算定した費用額から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 医療保険各法等の規定により医療保険者が負担する額

(2) 医療保険各法等の規定による入院時食事療養費の標準負担額又は入院時生活療養費の生活療養標準負担額（食費に係る部分に限る。）の2分の1に相当する額

(3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。以下この号において同じ。）の規定により規約、定款又は運営規則等で医療保険各法に規定する保険給付にあわせて、これに準ずる給付を行う旨の定めをしたときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定により給付を受けることができる額

(4) 国民健康保険法の規定により条例又は規約の定めるところにより一部負担金の割合が減ぜられ、又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けられるときは、これらに相当する額

(5) 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けられるときは、その額

(6) 給付金の支給に要する事業費の一部に充てるため、受給資格者が負担すべきものとして市長が別に定める額

(受給者証等の提示)

第7条 受給資格者は、協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度、

医療保険加入者等であることを証する書面とともに受給者証を提示しなければならない。

(給付金支給申請)

第8条 受給資格者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長に給付金の支給申請(以下「給付金支給申請」という。)をしなければならない。

- 2 給付金支給申請は、受給資格者が一部負担金等の全額を支払った後でなければ、することができない。
- 3 給付金支給申請は、受給資格者が療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、市長が受給資格者に特別の理由があると認めるときは、当該期間を1年間延長することができる。
- 4 受給資格者が前条の規定により医療保険加入者等であることを証する書面とともに受給者証を提示して協力医療機関等で療養の給付等を受け、一部負担金等の全額を支払ったときは、給付金支給申請があったものとみなす。

(支給決定)

第9条 市長は、給付金支給申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正・不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、受給資格者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされた場合において、当該受給資格者が当該第三者から疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付金の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した給付金の額に相当する金額を返還させることができる。

(支給の停止)

第12条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した受給資格者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該受給資格者に係る給付金の支給を停止することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に受けた療養の給付等に係る給付金の支給については、平成16年2月16日までに市長に申請されたものに限り、この条例による改正前の松本市医療費特別給付金条例(以下「旧条例」という。)の規定によるものとし、平成16年2月17日以後に市長に申請されたものは、この条例による改正後の松本市福祉医療費給付金条例(以下「新条例」という。)の相当規定によるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による特別給付金の支給を受けている者(65歳以上70歳未満の独り暮らし老人を除く。)で、新条例の規定により引き続き受給資格者となることができる者は、新条例の規定による受給資格者で交付申請があった者とみなして受給者証を交付する。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による65歳以上70歳未満の独り暮らし老人として特別給付金の支給を受けている者は、新条例の規定による老人である受給資格者で交付申請があった者とみなして受給者証を交付する。
- 5 施行日から平成15年7月31日までの間に受けた療養の給付等に係る新条例の適用については、新条例第3条の表中「前年の所得(1月から7月までの間に受けた療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。)」とあるのは「前年の所得」と、「当該年度分の個人市民税(4月から7月までの間に受けた療養の給付等については前年度分の個人市民税。以下同じ。)」とあるのは「当該年度分の個人市民税」と読み替えるものとする。
(四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う経過措置)
- 6 四賀区域、安曇区域、奈川区域又は梓川区域に住所を有する者が平成18年7月31日までに受けた療養の給付等に係る給付金は、この条例の規定にかかわらず、四賀村福祉医療費給付金条例(平成15年四賀村条例第14号)、安曇村福祉医療費給付金条例(平成15年安曇村条例第13号)、奈川村福祉医療費給付金条例(平成15年奈川村条例第18号)又は梓川村福祉医療費給付金条例(平成15年梓川村条例第2号)(次項において「4村の条例」という。)の例による。
- 7 前項の場合において、4村の条例の例により受給者証の交付を受けている者で、第3条に規定する受給資格者の要件に該当するものの給付金の支給額については、この条例の規定を適用する。

(波田町の編入に伴う経過措置)

- 8 波田町の編入の日（この項及び次項において「編入日」という。）前に波田町福祉医療費給付金条例（昭和56年条例第23号。この項及び次項において「波田町条例」という。）の規定によりなされた受給資格の確認その他の行為（受給資格がこの条例に定めるものと同様である場合に限る。）又は編入日前に現に波田町条例の規定によりなされた支給の申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた支給の申請その他の行為とみなす。
- 9 編入日の前日において波田町条例の規定による給付金を受けていた者に係る編入日までの療養の給付等に係る給付金は、波田町条例の例による。

附 則（平成17年3月22日条例第125号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の松本市福祉医療費給付金条例第6条第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付等を受けたものから適用し、施行日前に療養の給付等を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月16日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定中障害者の項を改める部分は、平成18年8月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の松本市福祉医療給付金条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、この条例の施行の日（障害者に係るものについては、前項ただし書に規定する日。以下同じ。）以後に受けた療養の給付等に係るものから適用し、この条例の施行の日前に受けた療養の給付等に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日以後に四賀区域、安曇区域、奈川区域及び梓川区域に住所を有する乳幼児が受けた療養等の給付に係る給付金については、附則第6項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。

附 則（平成18年9月22日条例第55号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、第2条第3号ク及び第6条の

改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成20年8月1日(以下「適用日」という。)以後に受けた療養の給付等に係るものから適用し、適用日前に受けた療養の給付等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月19日条例第40号)

改正 平成21年3月23日条例第15号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年8月1日(以下「適用日」という。)の前日において現に第1条の規定による改正前の松本市福祉医療費給付金条例(以下「旧条例」という。)第3条の老人に該当し、かつ、適用日以後も引き続き旧条例第3条の老人に該当している者については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第6条中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは、「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号ハ、同法第145条第4項及び健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第42条第3項第3号又は第5項第3号」とする。
- 3 第1条の規定による改正後の松本市福祉医療費給付金条例の規定は、適用日以後に受けた療養の給付等に係るものから適用し、適用日前に受けた療養の給付等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月23日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月29日条例第63号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則に見出し及び2項を加える改正規定は、平成22年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第1条、第3条及び第6条の規定は、平成22年4月1日（以下「適用日」という。）以後に受けた療養の給付等に係るものから適用し、適用日前に受けた療養の給付等に係るものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成23年3月18日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条及び第6条の規定は、平成23年4月1日（以下「適用日」という。）以後に受けた療養の給付等に係るものから適用し、適用日前に受けた療養の給付等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月21日条例第34号）

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松本市福祉医療費給付金条例の規定は、平成25年4月1日（以下「適用日」という。）以後に受けた療養の給付等に係るものから適用し、適用日前に受けた療養の給付等に係るものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年6月19日条例第122号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松本市福祉医療費給付金条例の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）以後に受けた療養の給付等に係るものから適用し、適用日前に受けた療養の給付等に係るものについては、なお従前の例による。